

構造改革特別区域基本方針の一部変更について

平成 19 年 12 月 7 日
閣 議 決 定

構造改革特別区域法(平成 14 年法律第 189 号)第 3 条第 4 項の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針(平成 15 年 1 月 24 日閣議決定)の一部を次のとおり変更する。

1. 前文中「本基本方針を定める。」の次に次のように加える。

本基本方針に基づく施策の推進に当たっては、地方再生の観点から、平成 19 年 11 月 30 日の地域活性化統合本部会合において了承された「地方再生戦略」の「第 1 地方再生の基本的考え方」における「地方再生 5 原則」、すなわち、

「補完性」の原則

地域の実情に最も精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地方公共団体との連携の下で立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国が集中的に支援する。

「自立」の原則

地域の資源や知恵を生かして、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。

「共生」の原則

地方と都市とがヒト・モノ・カネの交流・連携を通じて、ともに支え合い、共生を目指す取組を優先的に支援する。

「総合性」の原則

国の支援は、各省庁の縦割りを排し、地域の創意に基づく計画を総合的に支援する。

「透明性」の原則

支援の対象とする計画の策定、支援の継続及び計画終了時の評価については、第三者の目を入れて客観的な基準に基づき実施する。

を踏まえ、施策に取り組むものとする。

その際、「地方再生戦略」の「第2 地方再生の総合的推進」に基づき、ブロック別担当参事官が、構造改革特区のみならず、都市再生、地域再生、中心市街地活性化に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各省庁における地方再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。

2.3.の(1)の)中「地域再生計画」の次に「及び中心市街地活性化基本計画」を加え、「特例措置及び地域再生基本方針に定める支援措置の双方を活用する場合は、両措置を併記した計画を作成し、認定を申請」を「特例措置のほか、地域再生基本方針に定める支援措置、中心市街地活性化を図るための基本的な方針に定める支援措置等の措置を活用する場合は、これらの措置を記載した計画を作成し、一括して認定を申請」に改める。

3. 別表1中「412」の次に別紙1のように加える。

4. 別表1中「510」及び「511・929」を別紙2のように改める。

5. 別表1中「1007」、「1115」及び「1140」を削る。

6. 別表2中「1007」、「1115」及び「1140」を別紙3のように改める。

別紙 1

番号	413
特定事業の名称	救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業
措置区分	省令
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）第44条第1項、消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）第50条
特例を講ずべき法令等の現行規定	消防法施行令第44条に規定する救急隊の編成の基準により、救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならないが、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車1台及び救急隊員2人をもって編成することができることが定められている。 これを受け、現行規定では、救急隊の編成の基準の特例として、消防法施行規則第50条において、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であって、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗している場合とすることが定められている。
特例措置の内容	<p>1. 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第2条第4項に規定する地方公共団体であって消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急業務を実施するものが、その設定する法第2条第1項に規定する構造改革特別区域内に設置する消防機関が、（1）～（3）に規定する要件をすべて満たし、かつ、救急業務の実施体制の一層の充実を図るため救急隊の弾力的な編成を行う必要があると認めて、法第4条第2項第4号に掲げる特定事業の内容として（1）～（3）に規定する要件に適合することを証する内容を記載し、かつ、当該要件に適合することを証する書類を添付し、同条第8項の規定による内閣総理大臣の認定（法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置された消防機関の救急隊の編成の基準の特例について、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第1項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第50条に規定する場合のほか、傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合とすることができる。</p> <p>（1）緊急通報を受けたときに聴取した傷病者に関する外傷、特殊傷病及び疾病等の情報並びに既往症その他の情報を電子計算機に入力することにより、当該傷病者の傷病の程度及び緊急に搬送する必要性を体系的かつ自動的に識別するための仕組みを整備するとともに、通報を受けた時から出勤するまでの手順を確立していること。</p> <p>（2）（1）による識別の結果、1.に定める場合であるとあらかじめ認められ、救急自動車1台及び救急隊員2人により出勤した場合において、救急現場において傷病者の傷病の程度が当該識別の結果に比し重度であることが判明する等の不測の事態が生じた場合に、1.の特例措置に係る救急業務の実施に関しあらかじめ定めた基準及び要領に従って、3人以上の救急隊員により速やかに必要な措置を実施することができる体制を確保していること。</p> <p>（3）通信指令管制業務を行う施設に医師を常時配置し、必要に応じて、医師が当該業務を行う消防職員及び救急業務に従事する救急隊員に対して直接指導又は助言を行うことができる体制を確保していること。</p> <p>2. 1.の規定は、1.の認定を受けた地方公共団体が、救急自動車1台及び救急隊員2人で出勤することにより、傷病者を搬送する上で危険を生ずるおそれがあると判断する場合については、適用しない。</p>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画及び添付書類により、上記「特例措置の内容」に記載されている1.（1）～（3）の内容により、その救急業務の実施において現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別紙 2

番号	510
特定事業の名称	特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年5月25日法律第50号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>刑事施設においては、被収容者の収容及び処遇に関する事務をつかさどるところ、その内容としては、収容の目的を達成するために被収容者に対し処分等を行う権力的な事務から給食、洗濯、清掃などの非権力的な事務まで幅広い事務を行っている。これらの事務については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律では、刑事施設の長又は刑務官により処理することが前提とされており、その処理の権限を刑事施設の長又は刑務官以外の者に委任することは認められていない。</p>
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に刑事施設（当該構造改革特別区域内にある関係機関及び関係団体との緊密な連携が確保されていることその他の事情を勘案し、その施設の運営に民間事業者の能力を活用することとしても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、これを促進することにより将来にわたるその安定的な運営に資するものとして法務大臣が定める要件（1）に該当する刑事施設をいう。）が所在し、かつ、当該構造改革特別区域内における雇用機会の増大その他地域経済の活性化を図るため、当該刑事施設において当該構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有する民間事業者の能力を活用した運営が促進されることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該刑事施設の長は、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長（以下「管轄矯正管区長」という。）の登録を受けた法人（当該構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に、当該刑事施設並びにこれに付設された労役場及び監置場における同法その他の法律の規定による被収容者の収容及び処遇に関する事務のうち、以下に掲げるものの全部又は一部を委託して行うことができる。</p> <p>(1) 収容の開始に際して行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診断、写真の撮影並びに指紋の採取の実施</p> <p>(2) 受刑者の分類のための調査の実施</p> <p>(3) 被収容者の行動の監視及び施設の警備（被収容者の行動の制止その他の被収容者に対する有形力の行使を伴うものを除く。）</p> <p>(4) 被収容者の着衣、所持品及び監房の検査並びに健康診断の実施（（1）に掲げるものを除く。）</p> <p>(5) 被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業訓練の実施</p> <p>(6) 被収容者による文書及び図画の閲読の許否の処分をするために必要な検査の補助</p> <p>(7) 被収容者に係る信書の発受の許否の処分をするために必要な検査の補助（信書の内容に触れる者には当該信書の発受に係る個人を識別することができないようにすることその他の個人情報の適正な取扱いを確保するための方法として法務大臣が定める方法（2）によるものに限る。）</p>

(8) 被收容者の携有する物の領置及び被收容者に対する差し入れの許否の処分をするために必要な検査の実施
(9) 被收容者の領置物(金銭を除く。)の保管
(10) その他(1)から(9)の事務に準ずるものとして政令で定める事務(3)

2 . 上記 1 . の登録は、法務省令(4)で定めるところにより、委託を受けて上記 1 . (1)から(10)に掲げる事務を行おうとする法人の申請により、その事務の範囲を限って行う。

3 . 管轄矯正管区長は、上記 2 . による申請をした法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

(1) 当該申請に係る事務を適正かつ確実に遂行するに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有する者であること。
(2) 下記 6 . により登録を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者でないこと。
(3) 役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。下記 5 . において同じ。)のうち以下のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者
イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は下記 8 . に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

4 . 刑事施設の長は、上記 1 . による委託をしたときは、その委託を受けた法人(以下「受託者」という。)に対し、当該委託に係る事務(当該事務の適正な実施を確保するために受託者が行うべき監査の事務を含む。以下「委託事務」という。)の実施の基準その他必要な事項を示すものとする。

5 . 刑事施設の長は、受託者又は委託事務従事者(受託者の役員又は職員その他の委託事務に従事する者をいう。以下同じ。)が、下記 7 . 若しくは下記 8 . に違反し、上記 4 . により刑事施設の長が示した事項に違反し、又は委託事務に関し他の法令の規定に違反した場合において、委託事務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、受託者に対し、当該委託事務従事者を委託事務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

6 . 管轄矯正管区長は、上記 1 . の登録を受けた法人が以下のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正な手段により上記 1 . の登録を受けたとき。
(2) 上記 3 . の(1)又は(3)のいずれかに該当しないこととなったとき。
(3) 法第 11 条の規定若しくはこれに基づく命令又は上記 5 . による指示に違反したとき。

7 . 受託者は、上記 3 . の(3)アからウまでのいずれかに該当する者を委託事務に従事させてはならない。

8 . 委託事務従事者又は委託事務従事者であった者は、その委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない(違反した場合には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。)

9 . 委託事務従事者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(1) 告示において、(1) 都道府県警察、消防機関、保健所等の関係機関、及び自治会、業界団体等の関係団体からの理解と協力が得られ、緊密な連携が確保されていること、(2) 犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する施設でないことを要件として定める。

(2) 告示において、(1) 信書の検査は、外形の検査及び内容の検査に分けて実施すること、(2) 外形の検査は、(イ)受信書にあつては、受取人が収容されているかどうか、(ロ)受刑者の信書にあつては、信書を発受することを禁止された者であるかどうか、(ハ)受刑者が発する信書にあつては、制限された通数を上回っているかどうか、(ニ)信書以外の物若しくは書類、第三者あての信書若しくは第三者からの信書又は危険物若しくは禁制品が混入しているかどうかについて実施すること、(3) 内容の検査は、(イ)暗号の使用その他の理由によって、理解できない内容であるかどうか、(ロ)発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがある記述があるかどうか、(ハ)発受によって、施設の規律及び秩序の維持を害する結果を生ずるおそれがある記述があるかどうか、(ニ)その他(イ)から(ハ)に掲げる事項に準ずる記述があるかどうかについて実施すること、(4) 外形の検査と内容の検査は、同一の者が行うことはできないこと、(5) 委託事務従事者は、検査の結果、信書の全部又は一部が(2)又は(3)のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、直ちに当該信書を刑務官に提出することを方法として定める。

(3) 政令において、(1) 収容の開始に際して行う被収容者の指静脈の情報(個人の識別のために用いられる電子計算機の用に供するための指静脈の画像情報をいう。)の電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)による採取の実施、(2) 受刑者の改善指導又は教科指導に関する講習、講話その他これらに類する事務の実施を事務として定める。

(4) 法務省令において、登録を受けようとする法人は、管轄矯正施設の長に(1) 法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、(2) 事務を行おうとする事務所又は事業所の名称及び所在地、(3) 事務を開始しようとする年月日、(4) 事務の範囲を記載した申請書を提出し、当該申請書には、(1) 事務を行うに足る技術的能力を説明する書類、(2) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、(3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書、(4) 役員の住民票の写し(本籍の記載のあるものに限る。)及び当該役員が上記3 . の(3)アからウのいずれにも該当しないことを誓約した書面を添付することを定める。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	511・929
特定事業の名称	特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年5月25日法律第50号）、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律には、国が刑事施設内に開設した病院等の管理を他の医療機関に委託しようとする場合において、管理を受託した医療機関に対する国の監督規定が設けられていないことから、病院等の管理を委託することができない。</p> <p>また、刑事施設内の設備等を被収容者以外の者に利用させることは想定されておらず、他の医療機関に地域住民への医療を提供するため診療設備等を利用させることができない。</p>
特例措置の内容	<p>1．地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に刑事施設（その施設内に国が開設した病院又は診療所（以下「施設内病院等」という。）の管理を公的医療機関開設者等（当該地方公共団体又は医療法第31条に規定する者その他政令で定める者（ ）であって当該地方公共団体が指定するものをいう。以下同じ。）に行わせることが当該刑事施設並びにこれに付設された労役場及び監置場における被収容者に対する適正な医療の確保に資するものと認めて法務大臣が指定したものをいう。）が所在し、かつ、当該構造改革特別区域内における医療の充実を図るため、当該刑事施設の建物の一部、設備、器械及び器具（以下「診療設備等」という。）が被収容者以外の者に対する医療の提供のために利用されることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国は、公的医療機関開設者等に委託して当該施設内病院等の管理を行わせるとともに、被収容者の診療に支障のない範囲内で、当該公的医療機関開設者等に当該刑事施設の診療設備等を被収容者以外の者の診療のために利用させることができる。</p> <p>2．法務大臣は、上記1．の委託に係る施設内病院等の管理の適正を期するため、公的医療機関開設者等に対して、当該委託に係る事務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>3．上記1．に係る施設内病院等の管理の事務に従事する医師その他の従業者又はこれらであった者が、当該事務の遂行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>（ ）政令において、（1）医療法第7条の2第1項第2号から第8号までに掲げる者及び同条第6項に規定する独立行政法人、（2）国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人、（3）社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、（4）民法第34条の規定により設立された法人とする。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別紙 3

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1007	特定漁港施設運営高度化推進事業	漁港管理者が選定した民間事業者が、水産物に係る衛生管理の方法の改善等漁港施設の機能の高度化を図る場合に、当該事業者に対し行政財産である漁港施設の貸付けを可能とする。	全部	国の関与については必要最小限のものにするよう努め、現行規制の特例措置の内容・要件を維持し、全国展開を行う。	漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和36年法律第112号)の一部を改正する法律(平成19年法律第61号)	平成19年8月15日施行(措置済)	農林水産省
1115	高圧ガス製造施設の自主検査対象拡大事業	高圧ガス製造施設における認定検査実施者の自主検査について、地方公共団体から提出された以下の内容が、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認められる場合には、内閣総理大臣の認定を受けた処理能力の増加率まで対象を拡大できる。 (1)処理能力が20%以上の増加を伴う工事について自主検査を実施しても保安が確保されることを評価する要領 (2)具体的な処理能力の増加率の上限	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、(1)の評価の基準を明確化すること等により、円滑な全国展開を図る。	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について(内規)(平成19年5月30日付け平成19・05・16原院第1号)	平成19年5月30日施行(措置済)	経済産業省
1140	競輪場の入場料無料化事業	地方公共団体が競輪施行者として開催する競輪について、競輪場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、入場料を無料とすることにより地域の活性化を図る必要があると認めて、特区計画の認定を受けたときは、競輪を開催する日のうち当該地方公共団体が定める日の入場者については、入場料を無料とすることを可能とする。	全部	競輪場の入場料の徴収に関する規定を削除することにより、全国展開を行う。	自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令(平成19年経済産業省令第42号)	平成19年6月13日施行(措置済)	経済産業省

構造改革特別区域基本方針の一部変更について 新旧対照表

下線部が改正部分。

改正案	現行
<p>構造改革特別区域（以下「特区」という。）において、地方公共団体が事業を実施し又はその実施を促進することによって経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に基づき、政府における基本的な施策の推進の方向を示すものとして、本基本方針を定める。</p> <p><u>本基本方針に基づく施策の推進に当たっては、地方再生の観点から、平成19年11月30日の地域活性化統合本部会合において了承された「地方再生戦略」の「第 1 地方再生の基本的考え方」における「地方再生 5 原則」、すなわち、</u></p> <p><u>「補完性」の原則</u></p> <p><u>地域の实情に最も精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地方公共団体との連携の下で立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国が集中的に支援する。</u></p> <p><u>「自立」の原則</u></p> <p><u>地域の資源や知恵を生かして、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。</u></p> <p><u>「共生」の原則</u></p> <p><u>地方と都市とがヒト・モノ・カネの交流・連携を通じて、ともに支え合い、共生を目指す取組を優先的に支援する。</u></p>	<p>構造改革特別区域（以下「特区」という。）において、地方公共団体が事業を実施し又はその実施を促進することによって経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に基づき、政府における基本的な施策の推進の方向を示すものとして、本基本方針を定める。</p>

「総合性」の原則

国の支援は、各省庁の縦割りを排し、地域の創意に基づく計画を総合的に支援する。

「透明性」の原則

支援の対象とする計画の策定、支援の継続及び計画終了時の評価については、第三者の目を入れて客観的な基準に基づき実施する。

を踏まえ、施策に取り組むものとする。

その際、「地方再生戦略」の「第2 地方再生の総合的推進」に基づき、ブロック別担当参事官が、構造改革特区のみならず、都市再生、地域再生、中心市街地活性化に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各省庁における地方再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。

(注)用語の定義は法による。

1 . . 2 . (略)

3 . 構造改革特別区域計画の認定に関する基本的な事項

(1) 構造改革特別区域計画の認定に関する基本方針 (略)

(略)

構造改革特別区域計画の認定申請に当たっての基本的事項

) ~) (略)

) 地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画との共通の計画による認定申請

(注)用語の定義は法による。

1 . . 2 . (略)

3 . 構造改革特別区域計画の認定に関する基本的な事項

(1) 構造改革特別区域計画の認定に関する基本方針 (略)

(略)

構造改革特別区域計画の認定申請に当たっての基本的事項

) ~) (略)

) 地域再生計画との共通の計画による認定申請

地方公共団体が、同一の区域において、別表 1 に定める規制の特例措置のほか、地域再生基本方針に定める支援措置、中心市街地活性化を図るための基本的な方針に定める支援措置等の措置を活用する場合は、これらの措置を記載した計画を作成し、一括して認定を申請することができるものとする。

～ (略)

(2) (略)

4 . (略)

地方公共団体が、同一の区域において、別表 1 に定める規制の特例措置及び地域再生基本方針に定める支援措置の双方を活用する場合は、両措置を併記した計画を作成し、認定を申請することができるものとする。

～ (略)

(2) (略)

4 . (略)